

## 言語文化研究科 学位（博士）授与までの手続き

年次	（「研究指導に関する施行細則」 による要件）
1年 12月	第1次中間報告
2年 12月	第2次中間報告 6条第2項を確認
3年 5月	
12月	第3次中間報告 6条第3項を確認
1月	
2月	
3月	所定の就業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ学位論文の作成に対する指導を受けた後退学(満期退学)が可能

学位授与までの手続きの流れ	
10月	中間評価論文提出可否審査申請 ← ↑
12月	中間評価論文提出可否審査 ↑
	↓ ↓ ↑
	提出可 不可 → → →
	↓
3月	中間評価論文提出 ← ↑
	↓ ↑
5月	中間評価論文審査 ↑
	↓ ↓ ↑
	学位論文提出可 不可 → → →
	↓ ↓
1月	学位論文提出 ← ↑ (満期退学者は論文審査料納入) ↑
	↓ ↑
2月	論文審査 ↑ 最終口述試験 ↑
	↓ ↓ ↑
	合格 不合格 → → →
	教授会決定
	↓ ↓
3月	公開発表会 ↓ 学位授与

満期退学者（退学後5年以内の続き）

論文提出の手続きについては、在學生に準じます。

在学中に可となった手続きからの継続となります。

日程などについては在學生と同じです。中間報告会等は事前に参加の申し出が必要になりますので、指導教員との連絡を密にしてください。

満期退学後、「研究生」として在籍し、指導を受けることができます。

研究生については別途、募集要項で確認してください。

研究生も学位授与についての続きは満期退学者と同様です。